

(スペイン民法) 全国通訳案内士 (元司法書士) 古閑次郎

このページの上位ページは、<http://www.kokansihoo.com/codigocivil.html> です。

(令和4年10月見直し修正)

## 第4編 第2章：契約

### 第1節：総則

第1254条 一人または数人が、他の一人または数人に対して、ある物を給付する、または、ある役務を提供する義務を負うことに同意するときから、契約は存在する。

第1255条 契約当事者は、法律、倫理または公序に反しないときは、都合が良いと考える特約(pactos)、条項および条件を設定できる。

第1256条 契約の有効性および履行を当事者の一方の裁量に委ねることはできない。

第1257条 契約は、それを約定する当事者およびその相続人の間でのみ効力を生じる。但し、相続人については、契約から生じる権利と義務がその性質、約定、または、法律の規定により移転できない場合は除かれる。

契約に第三者のためにある約定が含まれている場合、この第三者は、その約定が撤回される前にその(第三)者の承諾が債務者に知らされたときは、その履行を請求することができる。

第1258条 契約は、単なる合意で完全なものとなり、そのときから、明示的に約定されたことの履行のみならず、その性質に従って信義誠実、慣習および法律に合致する結果全てについて義務を負わせる。

第1259条 他人からの授権がない場合、または、その法定代理権を法律上有していない場合は、何人もその他人の名で契約することはできない。

他人の名で締結された契約で、その他人からの授権がない、または、その法定代理権がない契約は、他方当事者が撤回する前にその他人が追認しない場合、無効である。

第1260条 宣誓(juramento)は、契約中には受け入れられない。受け入れられた場合は、置かれていないものとみなされる。

### 第2節：契約の有効性の基本的要件

第1261条 次の要件が集まると契約となる：

- ① 契約者の合意。
- ② 契約の本旨である特定の目的。
- ③ 設定される債務の原因。

#### 第1款：合意

第1262条 合意は、契約を形成すべき物と原因について申込と承諾の一致に

より表明される。

申込者と承諾者が遠隔地に居住している場合は、申込者が承諾を知ったときから、または、承諾者がその承諾を発信して、申込者が信義誠実に背くことなく承諾を知らないことができなくなったときから、合意は生じる。そのような場合、契約は、申込者の地で締結されたものと推定される。

自働設備(?dispositivos automáticos)を介して締結された契約では、合意は、承諾を表明したときから生じる。

第 1263 条 (2021 年改正、同年施行) 親権開放されていない未成年者は、法律が自ら、または、その代理人の支援を得て (契約) することを許す契約を、また、社会的慣習に従ってその年齢に特有な通常生活の財物および役務に係わる契約を締結することができる。

第 1264 条 (2015 年改正、同年施行) 前条の規定は、法律上の禁止事項または法律が設定できる能力の特別な要件を損なわないものと解される。

第 1265 条 錯誤、強迫、脅迫または詐欺によりなされた合意は無効である。

第 1266 条 錯誤が合意を無効にするためには、その錯誤が、契約の目的物の本質に掛っているか、または、契約締結の動機を主に起させたその物の状況に掛っていないなければならない。

人についての錯誤は、その者への思い入れが契約の主要な事由であったときのみ、契約を無効にする。

計算の単純な錯誤は、その訂正のみ生じさせる。

第 1267 条 合意を得るために抵抗できない力を用いるときは、強迫となる。

当事者の一方に、その人身およびその財物または配偶者、卑属もしくは尊属の人身または財物に急迫かつ重大な災いが降りかかるとの合理的な恐怖を生起させるときは、脅迫となる。

脅迫を評価するためには、人の年齢と状態に留意しなければならない。

服従と敬意が払われるべき者を不快にさせる恐れは、契約を無効にしない。

第 1268 条 強迫または脅迫は、契約に介入しない第三者が行使したとしても、債務を無効にする。

第 1269 条 契約当事者の一方の欺罔的言葉または策謀でもって、他方が、それらがなければ、なさなかつた契約を締結するように誘導されるときに、詐欺となる。

第 1270 条 詐欺が契約を無効にするためには、その詐欺が重大で、かつ、両当事者により行使されなかつたことが必要である。(\*注：つまり、一方のみが行使した場合、無効となる。)

附屬的詐欺(dolo incidental)は、それを行使した者に損害賠償責任をのみ負わす。

(\*注：dolo incidental とは、相手を決心させるまでに至らない詐欺である。)

第 2 款：契約の目的

第 1271 条 商取引の外にない物全ては、将来物であっても、契約の目的となることができる。

将来遺産については、しかしながら、第 1056 条の規定に従って、財産の分割および他の分割処分を生前に実施することを目的とする契約以外締結することはできない。

同じく、法律または善良な慣習に反しない役務全ても契約の目的とすることができる。

第 1272 条 不能な事物または役務は、契約の目的とすることはできない。

第 1273 条 契約の目的は、その種類に関しては特定物でなければならない。量における不確定さは、当事者間で新たな約定をなすことなく量を決めることができるときは、契約の存在に対して障害とはならない。

### 第 3 款：契約の原因

第 1274 条 有償契約においては、他方によるある物またはある役務の給付もしくは約束は、各契約当事者にとって契約の原因とみなされる。報償契約においては、報償を受ける役務または利益が契約の原因とみなされ、単純な慈善契約では、慈善家の単なる贈与(liberalidad)が契約の原因とみなされる。

(\*注：報償契約とは、有償契約と無償契約の中間的なもので、謝礼みたいなもの)

第 1275 条 原因のない、または、不法原因の契約は、効力を生じない。原因が法律または倫理に反するときは、それは不法である。

第 1276 条 契約の中での虚偽原因の表示は、その契約が他の真実かつ合法な原因に基いていることが証明されない場合は、その契約を無効にする。

第 1277 条 契約の中に原因が表示されていなくとも、債務者が別段の証明をしない間は、契約は存在し、合法的であると推定される。

### 第 3 節：契約の効力

第 1278 条 契約は、いかなる方式で締結されようとも、その有効性の基本的条件が満たされていると、その契約は義務的である。

第 1279 条 法律がある契約の権利義務自体を有効にするために証書の作成または他の特別の要式を要求するときは、契約当事者は、合意をなしたときから、その要式、および、その有効性に必要なその他の条件を満たすよう互いに強制することができる。

第 1280 条 次のものは公正証書で証されなければならない：

- ① 不動産上の物権の設定、移転、変更または消滅を目的とする法律行為および契約。
- ② 6 年以上の不動産の賃貸借で第三者を害する場合。
- ③ 夫婦財産契約とその変更。
- ④ 相続権または夫婦財産制の権利の譲渡、否認および放棄。

⑤ 婚姻を締結するための代理権(poder)、争訟の包括代理権および訴訟で提出しなければならない特別代理権、財物を管理する代理権、および、公正証書で作成されたもしくは作成されるべき法律行為を目的とする、または、第三者を害すべき、その他のいかなる代理権。

⑥ 公正証書に明記された法律行為から生じる請求権または権利の譲渡。

更に、契約当事者の一方または両方の給付の額が 1,500 ペセタを越える契約は、私文書であっても、文書で証されなければならない。

#### 第 4 節：契約の解釈

第 1281 条 契約の用語が明瞭で、契約当事者の意図について疑問を呈しない場合は、その条項の字義に従う。

言葉が当事者の明らかな意図に反すると判断される場合は、その意図が言葉に優先する。

第 1282 条 契約当事者の意図を判断するには、それらの者の契約時およびその後の行為に主として着目しなければならない。

第 1283 条 契約用語の一般性がどうであろうとも、当事者が契約しようと考えたところの用語と異なる物および場合がその契約に包含されているとみなされるべきではない。

第 1284 条 契約のある条項が複数の意味を許容する場合は、その条項が効力を持つためにより適切な意味で理解されなければならない。

第 1285 条 契約の条項は、全条項の総体から得られる意味を疑義ある条項に割当て、(条項を)互いに関連させて解釈されなければならない。

第 1286 条 異なる意味を持ち得る言葉は、契約の性質と目的により合致する意味で理解される。

第 1287 条 その国の慣習が、通常設定される条項の脱漏を補完して、契約の曖昧さを解釈するために考慮される。

第 1288 条 契約の不明瞭な条項の解釈は、その不明瞭性を生じさせた側に便宜を与えてはならない。

第 1289 条 前数条の規定で疑義を解消することが全く不可能なときで、疑義が契約の本質でない事項に係わっていて、かつ、無償契約である場合は、疑義は、権利と利益の移転が小さくなる方向で解消される。有償契約の場合は、利益を相互に大きくする方向で解消される。

その解消について本条が取り扱っている疑義が契約の主要目的に係わっていて、それで契約当事者の意図または意思がどれであったか知ることができない場合は、契約は無効である。

#### 第 5 節：契約の解除

第 1290 条 有効に締結された契約は、法律が規定している場合は解除できる。

第 1291 条 (2021 年改正、同年施行) (次の契約は) 解除することができる :

- ① 後見人または代理権のある保佐人が裁判所の許可なしに締結することができた契約で、それらの者が代理する人がその契約の目的であった物の価値の 1/4 以上の損害を被った場合。
- ② 失踪者を代理して締結された契約で、その失踪者が①に係わる損害を被った場合。
- ③ 債権者を欺いて締結された契約で、債権者が、他の態様で、然るべき物を獲得できないとき。
- ④ 係争物に係わる契約で、係争当事者または管轄の裁判所の知見と承認なしに被告により締結されたとき。
- ⑤ 法律が特別に解除することができるのと定める他の契約。

第 1292 条 弁済時に債務者が履行強制され得なかつた債務のために (債務者が) 支払不能の状態でなした弁済は解除することができる。

第 1293 条 第 1291 条の①と②の場合以外は、契約は、損害を理由として解除されない。

第 1294 条 解除権は補助的である。被害者に損害回復を得る他の法的救済手段が欠けているときのみ行使することができる。

第 1295 条 解除は、契約の目的であった物とその果実の返還義務、および、価額とその利息の返還義務を負わせる。結果として、解除を主張した者が自己の返還責任物を (相手に) 返還できるときに、解除は効果を發揮できる。

契約の目的物が悪意でない第三者の支配下に適法に存するときは、解除は生じない。

この場合は、損害の原因者に損害賠償を請求することができる。

第 1296 条 第 1291 条②に係る解除は、裁判所の許可を得て締結された契約については生じない。

第 1297 条 債務者がその契約の効力により無償で財物を (第三者に?) 譲渡した契約は、全て、債権者を欺いて締結されたと推定される。

また、いかなる (裁判) 審級においても以前に自己に対して有罪判決が宣言された者、または、財物の差押え命令が発給された者が有償名義でなした譲渡は、詐欺的と推定される。

第 1298 条 債権者を欺いて譲渡された物を悪意で取得した者は、なんらかの事由で物を返還することができない場合、譲渡により債権者が被った損害を (債権者に) 賠償しなければならない。

第 1299 条 (2021 年改正、同年施行) 解除請求権は 4 年間存続する。

後見に服している未成年者、代理権を設定する支援処置が施されている者および失踪者については、その 4 年間は、後見または支援処置が消滅するまで、または、法的失踪状態が止むまでは、開始しない。

第 6 節 : 契約の無効

第 1300 条 第 1261 条が規定する要件が満たされる契約は、契約当事者に損害を与えなかったとしても、法律に従って契約の効力を失くす瑕疵のなんらかを持っている場合は、取消することができる。

第 1301 条 (2021 年改正、同年施行) 無効確認請求権は 4 年間で失効する。この期間は次の時から経過し始める：

- ① 強迫または脅迫の場合では、これらが止んだ日から。
- ② 錯誤、詐欺(dolo)または原因の不実表示の場合では、契約の完成の日から。
- ③ 請求権が未成年者により締結された契約に係るときは、親権または後見から離れた時から。
- ④ 請求権が、支援処置が必要なときにその支援処置から離れている障害者により締結された契約に係るときは、契約締結の時から。
- ⑤ 請求権が、他方配偶者の同意が必要なときで、配偶者の一方が他方の同意なしに実施した行為または契約の効力を失くす方向に向けられる場合は、夫婦財産制または婚姻の解消の日から。但し、以前に当該行為または契約について充分な知見を有していた場合は除かれる。

第 1302 条 (2021 年改正、同年施行) 契約の効果として主に義務を負う者または補充的に負う者は、契約の無効確認請求権を行使できる。

未成年者が締結した契約は、その法定代理人が、または、成年に達するとき自身を取り消すことができる。自身で有効に締結できる契約は除かれる。

契約能力行使のため支援処置が施されている障害者は、支援処置が必要なときにその支援処置から離れていて締結された契約を、必要な支援を得て、自身で取り消しできる。また、障害者が請求権を行使できた期間の経過前に死亡した場合は、相続人が時期の満了に至る期間の間、取り消すことができる。

前段で言及される契約は、また、支援提供に対応した者が取り消すことができる。この場合、契約相手側が契約時に支援処置の存在を知っていたとき、または、(契約相手側が)障害の状態を他の態様でそこから不当な利益を得て利用したとき、取り消しは適切となる。

契約者は、契約した相手の未成年または支援の欠如を主張できない；脅迫または強迫をした者、詐欺を使った者または錯誤を引き起こさせた者は、契約のこれらの瑕疵に自己の請求権を基かせることはできない。

第 1303 条 債務の無効が宣言されたときは、当事者は、次の数条が規定する場合を除いて、契約の内容となっていた物をその果実と共に、また、価額を利息と共に相互に返還しなければならない。

第 1304 条 (2021 年改正、同年施行) 無効が未成年に由来しているときは、未成年契約者は、受取った給付で利益を得た限りで、返還の責めを負う。この規定は、無効が支援処置が必要なときにその支援処置から離れていたことに由来するときに、返還請求権を有する契約者が契約時に支援処置の存在を知っていた場合、または、障害の状態を他の態様でそこから不当な利益を得て利用した場合、適用される。

第 1305 条 無効が契約の原因または目的の不法性から来しているときで、その

行為が両当事者に共通の犯罪または軽犯罪を構成する場合は、それらの者の間では請求権はまったく生じない。また、それらの者に対して犯罪または軽犯罪の結果または手段について刑法の規定が適用され、さらに、契約の内容であった物または価額にも同様に適用される。

この規定は、当事者の一方に犯罪または軽犯罪があった場合に適用される。但し、犯人でない者は、給付した物を（返還）請求することができ、また、約束したことを履行する責めを負わない。

第 1306 条 瑕疵ある原因が基礎を置く行為が犯罪も軽犯罪も構成しない場合は、次の規則が適用される：

① その過失が当事者両方から出ているときは、どちらも、契約により給付した物を回復できず、他方が申し出た事の履行を請求することはできない。

② その過失が当事者一方から出ているときは、その者は契約により給付した物を回復できず、他方が申し出た事の履行を請求することはできない。瑕疵ある原因に関係がない他方は、給付した物を（返還）請求でき、申し出た事を履行する責めを負わない。

第 1307 条 無効の表明によって物の返還義務を負う者が（その物を）喪失したことで返還できないときは、收受した果実と喪失時のその物の価値を、その日からの利息を付して、返還しなければならない。

第 1308 条 当事者の一方が無効の表明の効果で（返還）義務を負わされた物の返還を実現しない間は、他方は、その者に責任がある事を履行するよう強制されない。

第 1309 条 無効確認請求権は、契約が有効に追認された時から消滅状態となる。

第 1310 条 第 1261 条の要件を満たす契約のみ追認できる。

第 1311 条 追認は明示的または黙示的になすことができる。無効原因を援用する権利を有する者が、無効原因を知って、その原因が止んで、無効原因を放棄する意思を必然的に意味する行為を実行したときは、黙示的追認があるとみなす。

第 1312 条 追認には、無効確認請求権を行使する権利がない（当事者の）一方がさらに追認することを要しない。

第 1313 条 追認は、契約に存する瑕疵を契約締結のときから浄化する。

第 1314 条 **(2021 年改正、同年施行)** 契約の無効確認請求権は、また、契約の目的物がそれを行使できる者の故意または過失により喪失したときも、消滅する。

請求権の事由が契約当事者の一方の未成年であった場合は、物の喪失が請求者が成年に達した後にその者の故意または過失により生じたときでないと、物の喪失は請求権行使に障害とはならない。

請求権の事由が障害のある契約者が支援処置が必要なときに設定された支援

処置から離れていたことであった場合は、他の契約者が契約時に支援処置の存在を知っていた場合、または、障害の状態を他の態様でそこから不当な利益を得て利用した場合、物の喪失は請求権行使に障害とならない。